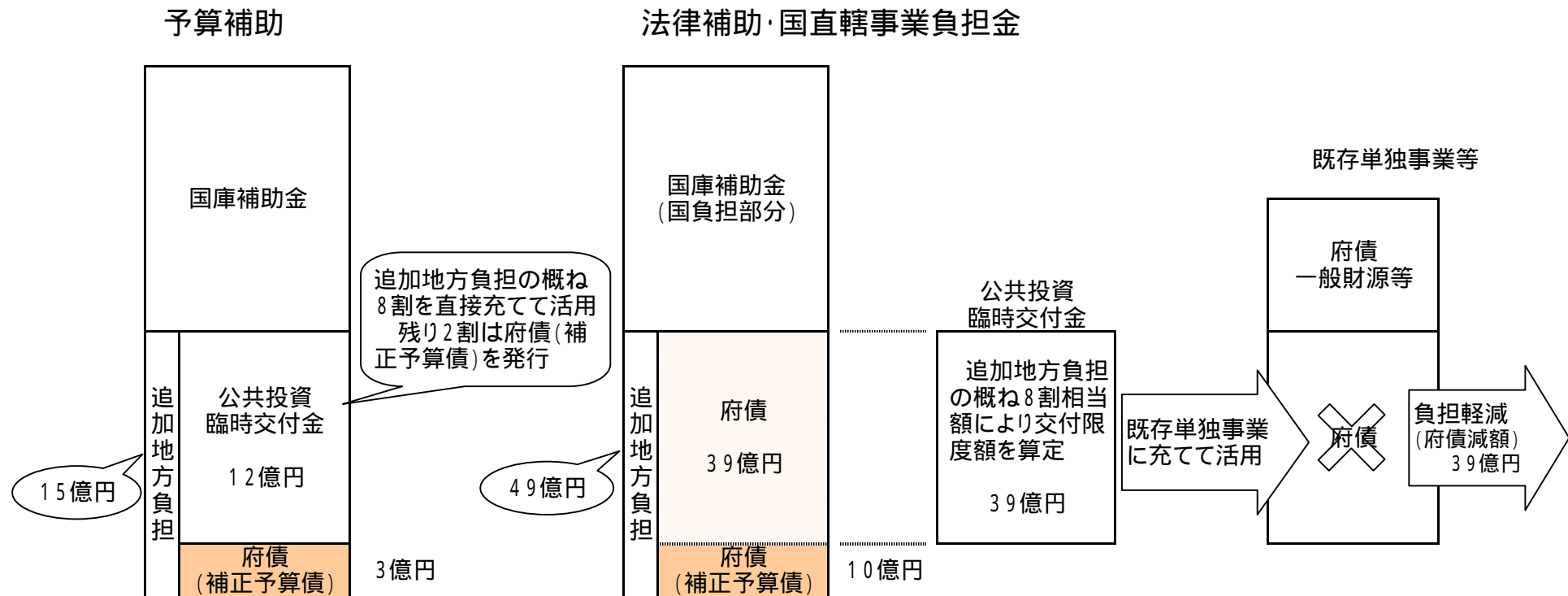


公共投資臨時交付金の活用イメージ

資料2

公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう「地域活性化・公共投資臨時交付金」が創設される。

なお、法令に国の補助負担割合が規定されているもの(法律補助、国直轄事業負担金)には本交付金を直接充当できないとされており、実質的な負担軽減については、本交付金を既存地方単独事業等の財源に振り替えることにより図ることとされている。(そのため、一部の既存単独事業等において財源のみの補正(地方債の減額と交付金の振替充当)を行っている。)



(注) 上記のほか、鉄道駅バリアフリー化事業で補正予算債(約3.8億円)を活用

(注) 公共投資交付金は制度詳細が不明のため、積算上は「概ね8割」としている。制度詳細が判明後、府債を含む財源について改めて精査予定。